

第 6453 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 5日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 法人成りした場合の一括償却資産

**Q** : 私はこの度、個人事業から法人成りをしますが、引き継ぐ資産の中の一括償却資産があります。これはどういう取扱いになりますか？

**A** : 必要経費に算入されていない金額は、法人成りした年の事業所得の必要経費に算入されます。

### 【解説】

一括償却資産を構成する減価償却資産は、譲渡、除却等の事実が生じた場合であっても、その個々の減価償却資産の取得価額に対応する金額を譲渡所得等の金額の計算上、取得費として控除したり、損失として計上することはできず、一旦、一括償却資産としたものについては、3年間にわたって均等償却をすることになっています。そしてまた、一括償却資産について相続があった場合は、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分は、原則として、死亡した日の属する年分の事業所得等の必要経費に算入され、例外的に死亡した日の属する年の翌年以後の各年分に対応する部分について、相続により業務を承継した者の必要経費に算入することもできることとされています。

こうしたことから、法人成りをした場合には、事業が廃止され、その事業を承継する人もいないことから、一括償却資産の取得価額のうち必要経費に算入されていない部分の金額は、すべて廃業した日の属する年分の事業所得の必要経費に算入することが認められるものと思われます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

